

## 入札のお知らせ

次のとおり入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和5年4月20日

秋田市長 穂 積 志

### 1 入札に関する事項

#### (1) 委託名

北野田公園除草業務委託

#### (2) 仕様書

別紙のとおり

#### (3) 履行場所

別紙仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

令和5年6月1日（木）から令和5年10月31日（火）まで

#### (5) 入札参加要件

ア 秋田市内に、主たる事業所（本社、本店）を有する者であること。

イ 本市の建設業者等級格付名簿において、造園工事に登録されている者であること。

ウ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約（保守管理等を含む。）を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

エ 市税に滞納がないこと。

オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

キ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

#### (6) 入札参加申込み

ア 受付期間

令和5年4月20日(木)から令和5年5月2日(火)までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市観光文化スポーツ部スポーツ振興課 庶務・管理担当

(7) 入札

ア 日時

令和5年5月16日(火) 午前10時

イ 場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所3階「会議室3-A」

ウ 入札保証金

免除

(8) 契約日

令和5年5月22日(月) (予定)

2 入札参加申し込みについて

(1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出してください。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 業務内容調書（様式2）

(ア) 商号（名称）および代表者氏名

法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入すること。

(イ) 従業員数

提出日現在における従業員数を区分別に記入すること。

ウ 業務受注状況調（様式3）

提出期日現在までの業務受注状況がわかるもの。（契約書等の写し添付）

エ 納税証明書（写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 法人市民税は直近の営業年度のもの、固定資産税は令和4年度分を提出すること。なお、課税されていない場合や固定資産税を有していない場合は、その証明書（秋田市発行）を提出すること。また、新型コロナウイルス感染症等に係る影響により納税等の猶予を受けている場合は、そのことを確認できる書類（納税証明書、徴収猶予許可通知書

等)を提出すること(秋田市発行)。

オ 登記簿謄本(個人事業主は、住民票)(写し可)

※ 申込日から3か月以内に発行されたもの。

カ 誓約書(様式4)

法人にあつては「様式4(法人用)」を、個人にあつては「様式4(個人用)」を提出すること。

(2) 様式については、秋田市ホームページから入手してください。

(3) 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けいたしません。

### 3 入札について

(1) 秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第37号)および入札心得を遵守の上、入札に参加してください。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格としますので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(4) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行います。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できます。

(5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合があります。

### 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知をします。

(2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合があります。その者には非指名通知により、その旨を連絡します。

(3) 指名通知および非指名通知については、令和5年5月11日(木)までにFAXで行います。

### 5 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書は、返却しません。

(3) 申込書の提出に関する問い合わせ先

秋田市観光文化スポーツ部スポーツ振興課  
庶務・管理担当 (電話) 018-888-5611